

山林納税猶予税額の計算書

第8の3表 (修正申告用) (平成31年1月分以降用)

被相続人					
林業経営相続人					
この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額(山林納税猶予税額)を算出するために使用します。					
1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)		
① 林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額	円	円	円		
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその人の③欄の金額)					
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額(林業経営相続人の修正申告書第1表の(①+②)(又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄)の金額)					
④ 控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)					
⑤ 特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000		
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000		
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の者の修正申告書第1表の⑥欄(又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄)の金額の合計)	,000	,000	,000		
⑧ 基礎控除額(第2表の㊸欄の金額)	,000,000	,000,000	,000,000		
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)	,000	,000	,000		
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑦-⑧)	,000	,000	,000		
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		㊩法定相続分に応ずる取得金額(⑨×⑫)	㊪相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)	㊫法定相続分に応ずる取得金額(⑩×⑫)	㊬相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㊭相続税の総額(㊩の合計額)	00	㊮相続税の総額(㊫の合計額)	00
2 山林納税猶予税額の計算					
区 分	㊯ 修正前の課税額	㊰ 修正申告額	㊱ 修正する額(㊰-㊯)		
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(⑩+⑭-⑫))の金額	円	円	円		
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑩×1の⑤/1の(⑤+⑦))					
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)					
a (②+③-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)					
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑩×1の⑥/1の(⑥+⑦))					
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)					
b (④+⑤-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)					
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の(⑨(又は⑩)+⑪-⑫))(赤字の場合は0)					
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)					
⑧ 山林納税猶予税額(a-b-⑦)(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)	00	00	00		

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--